

18 量目及び販売価格の表示

食肉販売業者は、正確に計量した量目で販売しなければならない。これは正味の重さのことで、包装材料や、つけあぶら等を除いた重量である。

1. 量り売りの食肉

事前包装されていない食肉の場合で、店頭で表示カード（置札）を使用する時は、量目は100グラムと表示し、100グラム当たりの販売価格を表示することを原則とする。

■事例



これが適当でない場合、例えば、ステーキ用にカットした切り身肉、丸焼用の若どりなどを販売する場合は、1切、1枚、1個、1羽、1本等の単位によってよい。「1切〇〇円位」等と表示し、100グラム当たりの価格を併記する。

■事例



100グラム当たり単価の表示は、価格の比較をするために、消費者から最も要望されているものであり、常に表示する必要がある。このことは、各都道府県の条例でも定められている。

2. 事前包装された食肉

事前包装されたパッケージ商品の場合は、包装の一つ一つに内容量、100グラム当たり単価と販売価格を表示しなければならない。

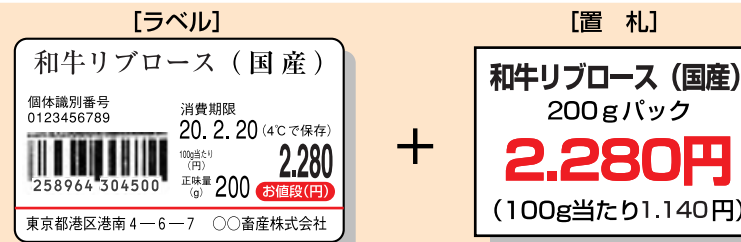
■事例



定貫・定額販売（「ステーキ肉2枚入り980円」「300グラム入り1パック480円」等、重量を一定にし、売れ筋の均一価格に設定して販売する方法）の場合で、計量ラベル機の性能上、100グラム単価がラベルに印字できない場合は、包装に表示することに代えて、商品と同一視野に入る場所に表示カード（下札又は置札）によって表示することができる。

下札の大きさは縦128ミリ×横182ミリ（B6サイズ）以上。置札は縦55ミリ×横90ミリ以上（名刺大）、文字は42ポイント（1.5センチ）以上の大きさの肉太の文字でなければならない。

■事例



- 計量法第10条▶(161ページ)
- 特定商品の販売に係る計量に関する政令第3条／別表第2▶(161ページ)
- 単位価格表示の推進について▶(162ページ)
- 東京都消費生活条例第18条▶(163ページ)／東京都消費生活条例の規定に基づく単位価格等の指定▶(163ページ)
- 食肉公正競争規約第3条第1項(3)、第2項(2)▶(84ページ)、第7条▶(90ページ)／同施行規則第6条、第8条▶(85ページ)